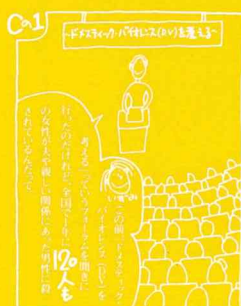


女と男が ともに生きる未来へ



CONTENTS

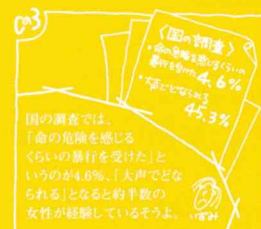
みんなでつくろう
男女共同参画社会 1

座談会
「仕事と子育て」
どちらも大事にしたい 3

ステップフォーラム
「魅力ある女・男」 5

大阪府女性相談
センターを訪ねて 6

ジェンダー・ワード 7



泉南市

みんなでつくる 男女共同参画社会

**A. 男女共同参画社会とは
しきたりや慣習にしばられない社会です**

「男女共同参画社会」実現のために、総合的、計画的に取り組む基本となる「男女共同参画社会基本法」(1999年6月)ができました。その後、この基本法の理念を具体的に示した「男女共同参画基本計画」(2000年12月)がつくられました。

これらができたことによって、わが国は固定的な性別役割にとられない社会の実現に向けて大きな一歩を踏み出したのです。

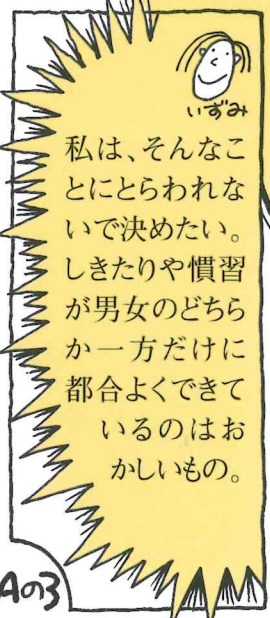
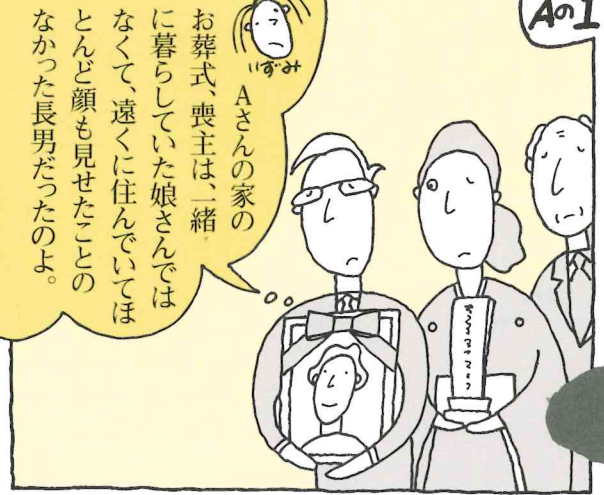
「男女共同参画社会」とは、「性別と男性が対等な関係のなかで、お互いの人権を認めあいながら、責任も共に担おう」という社会です。だから、男だからという決めつけをなくし、誰もが一人の人間としての権利をもち、自由に個性豊かに生きていける社会をめざしましょう。

**D. 男女共同参画社会とは
男女がともに力をあわせて子育てや介護をする社会です**

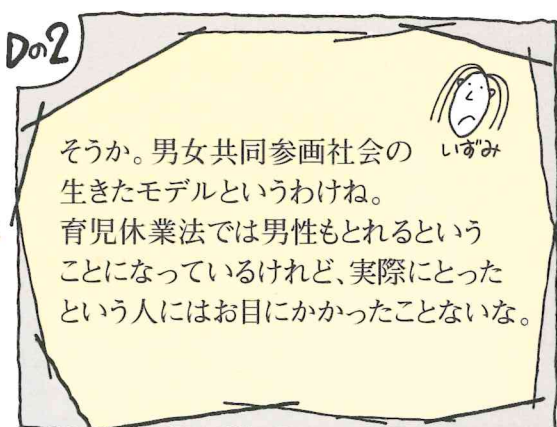
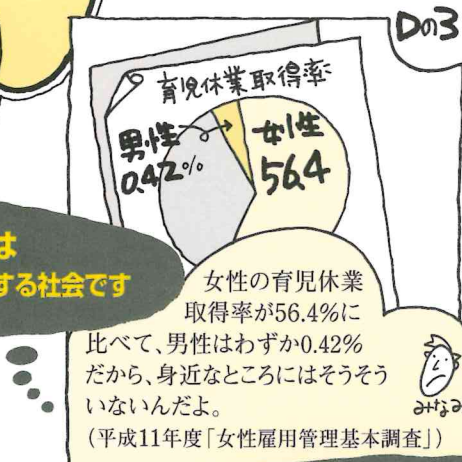
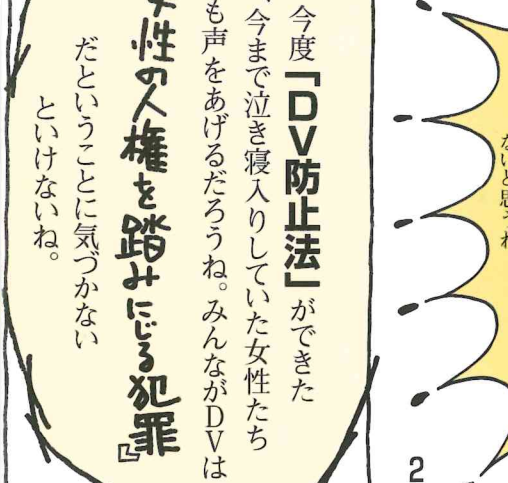
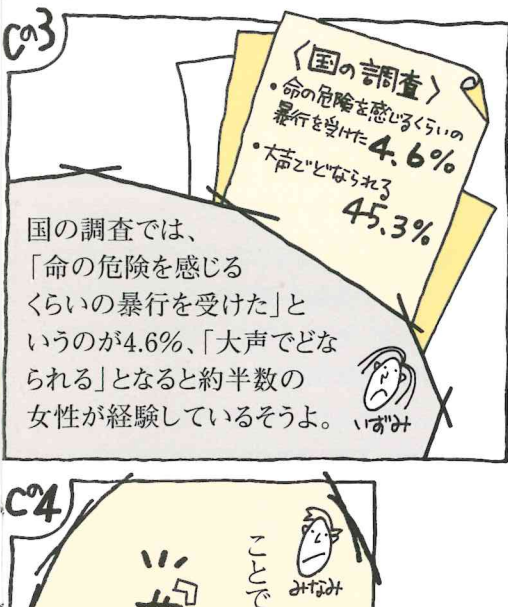
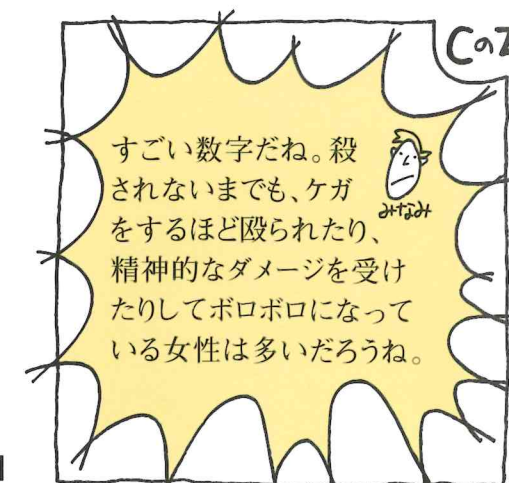
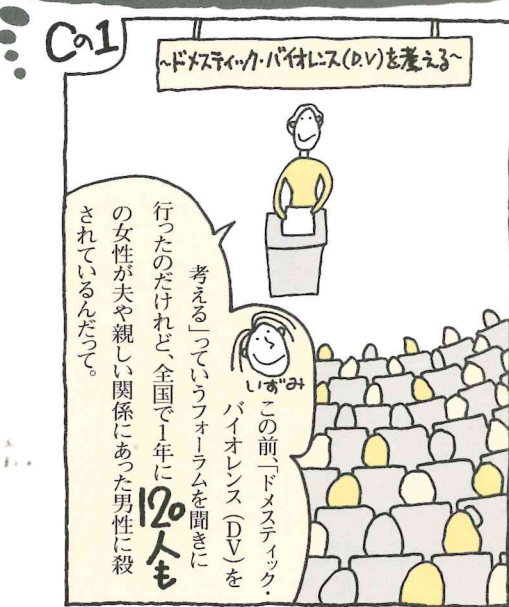
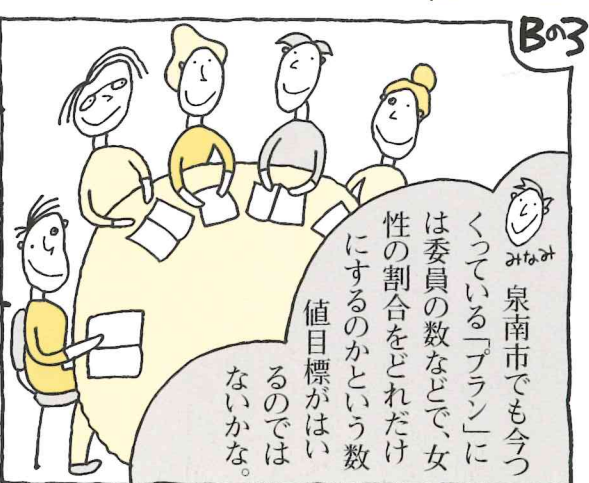
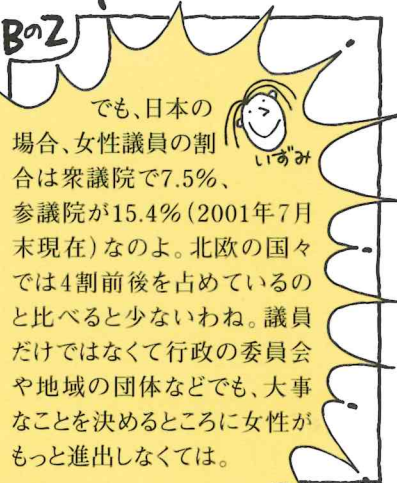
女性の育児休業取得率が56.4%に比べて、男性はわずか0.42%だから、身近なところにはそうそういないんだよ。
(平成11年度「女性雇用管理基本調査」)

**C. 男女共同参画社会とは
女性に対する暴力を許さない社会です**

**E. 男女共同参画社会とは
働く女性が差別されない社会です**



**B. 男女共同参画社会とは
男女がともに政策や方針の決定に参画できる社会です**



古藤 靖敬さん●(ことう やすひろ)
会社員
妻と17歳の男の子、15歳、9歳の女の子の5人家族。
「できるだけ家族と過ごしてきたつもりです。
そのおかげか、思春期の子どもといっしょに
出かけられる家族関係は築けたし、子どもにも
感謝しています。」

川口 哲生さん●(かわぐち てつお)
地方公務員
妻と6歳と4歳の男の子、自分の両親の6人家族。
「父親は、保育所に子どもを連れていくだけで、
『子育てに熱心』と勘違いされるんですよ。
おかげで役員を3年間も続けてました。」

座談会

佐野 建也さん●(さの たつや)
地方公務員
妻と2歳の女の子の3人家族。
「まだまだ子育てもこれから。
予期せぬことが起きたときのことも、
夫婦で考えておかなければ…」

左納 眞さん●(さのう まこと)
地方公務員
妻と13歳、11歳の男の子の4人家族。
「息子が中学生になったのを機に、
自分と息子の弁当作りを始めました。
初めて、息子の食べ物の好き嫌いや
食べる量を実感できました。」



「育児をしない男を、父とは呼ばない」という厚生省(現厚生労働省)の
ポスターが話題を呼んだのは、今から3年前です。
そして、「お父さんよ、ともに家族的責任を担おう」コールは、
年々増すばかりですが、現状はどうなのでしょう。
今回は、共働き家庭のお父さんに登場していただき、仕事と家事・子育ての
両立について語っていただきました。

「男は仕事、女は家庭」から 「男も女も、仕事も家庭も」へ

司会 みなさん共働きですが、家事や子育て
はどうされていますか？

佐野 どちらか一方に負担がかかる関係はい
やなので、結婚当初に話し合って分担を決めま
したね。ぼくは、月・水・金の食事の後かたづけと、
風呂洗いとごみ出し。

左納 うちの場合は、子どもも協力しながら、
できることをできる人がやろう、というのが基本。
とはいうものの、家事や子育ての質・量ともに、
つれあいの方が圧倒的に多いですけど。

古藤 うち、僕が音頭をとって、家族4人で
明確に家事分担しています。ぼくの分担は、週

「仕事と子育て」どちらも大事にしたい

1回の血洗いと毎日の洗濯。夜11時近くに帰って、
血洗いの当番だと気分が悪いんですけどね。でも、
ある程度明確にしておかないと不公平ですから。
川口 共働きの両親をみて育ったから、自然に、
家事や子育ては夫婦で協力しあうものと思っ
てやっています。毎朝、子どもを保育所に連れ
ていくのは僕の役目です。

両立の強～い味方は 「親」ばかり？

司会 労働時間が短くなって、時間の余裕が
できれば、男性の仕事と家庭の両立は可能に
なりますか？

左納 それだけではねえ。例えば、ネクタイし
たままスーパーに買い物に行っても、「この人、
奥さんに先立たれたのかな？」ではなく、「会
社帰りに買い物しているわ」が、社会の当たり
前になるとか、「子どもが病気なので早退します」
とごく普通に言える職場が増えることが大切だ
と思いますよ。

川口 でも、現実にはなかなかむづかしい面も
あります。だから、うちの場合は、子どものこと
で予期せぬことが起きても対応できるように、
僕の両親と同居することを選びましたね。

古藤 うちも、住んでいる所が新興住宅地な
ので、それほど親しいご近所もなく、妻の母親
にすごく世話になりました。

佐野 わが家の場合も、ご近所の人たちと食
事会をしたりはしますけど、それ以上は…。夫
婦2人でなんとかやりくりしています。

左納 ぼくらが子どもの頃は、となり近所のお
じちゃんやおばちゃんに預けられた記憶があり
ますが、そういうことができる体制があるとい
いですよね。

職場はいまだに逆風の中 ～男もつらいよ

司会 職場では、仕事と家庭の両立を実現す
る条件は整っていますか？

古藤 一般企業で働いている場合、いまの不
景気の中で、仕事と家庭の両立を考えられる
男性が、どれくらいいるでしょうかね。両立の
前に仕事なくなるような状況で、私自身も生
き残りのために、帰宅がだんだん遅くなって
いますし…。

川口 社会的な子育て支援として「育児休業
制度」もありますが、ぼくの職場では、男性でこ
の制度を利用した人はいなくて、僕も第1号は、
ちょっと。前例をつくるというのは、勇気がい
りますよ。

左納 強制的にでも、男性が育児休暇をとる
ような仕組みができないと、男性の気持ちの上
でのバリアはなかなか越えられないですよ。
佐野 公務員という、ある程度男女に公平な
職場でも、女性の方が家庭のことを担うという
風土がありますし。

司会 男性ならではの両立のむづかしさとい
えますね。男女が共に仕事と子育ての両立が
できる雇用環境の整備はこれからが本番です。
きょうは、どうもありがとうございました。



始 動 !

仕事と子育ての両立支援策

わが国が目指す「男女共同参画社会」の実現には、仕事と子育ての両立に対する支援が
不可欠と、2001年7月、「仕事と子育ての両立支援策」が閣議決定され、遅くとも2004年度
までに実施する予定の支援策が明らかになりました。

この支援策は、①企業に両立支援の風土を醸成、②待機児童ゼロ作戦、③病児・病後児保
育の実施などの多様な良質な保育サービス、④必要な地域全てに放課後児童対策、⑤ファ
ミリーサポートセンターの開設など、地域がこぞって子育てを支援する体制づくり、を柱とし
ています。そして、(1) 保育所や幼稚園などの受け入れ児童数を平成14年度中に5万人に
拡大。また、平成16年度までに計15万人に拡大。(2) 公営保育所での延長保育の実施率(現
在、約17%)を民営並みの62%に。(3) 現在約1万1000カ所の放課後児童受け入れ場所を
平成16年度までに1万5000カ所に、といった具体的な数値目標を明記しています。



2001

「魅力ある女・男」 ～ともにイキイキと生きるために～

ステップフォーラムは、「出会い・気づき・ふれあう場」を合言葉に、男女がともに尊重し合い助け合う、男女共同参画社会の実現をめざしています。「女らしさ」「男らしさ」ととらわれず、「自分らしく」生きていくために一緒に考えてみませんか？

「フォーラムを市民の手で」という呼びかけで、平成8年度からフォーラム企画会議を立ち上げ、今年で6年目になります。今年度はほんとうの市民参画という意味で、市民パネラーによるパネルディスカッションを開催します。

- ◎日 時／平成13年11月17日(土) 午後1時30分～
- ◎場 所／あいびあ泉南(総合福祉センター)
- ◎内 容／基調講演 & パネルディスカッション

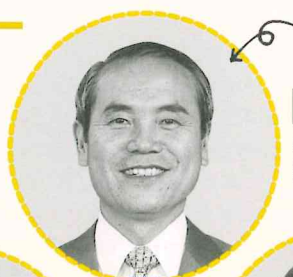
講師・コーディネーター



いわさき ひろみ
岩崎裕美さん
KBS京都アナウンサーを経てフリーアナウンサーとなり、テレビ・ラジオ司会などに活躍。今年2月の「自己表現講座」では多くの受講生が集まり好評を得ました。

パネラー

さのう まこと
左納 眞さん (新家在住)
地方公務員。
この冊子の3・4ページ、座談会「仕事と子育て」どちらも大事にしたい」に参加。



むかい みちひこ
向井通彦さん (泉南市長)
平成6年、泉南市長となる。
泉南市女性政策推進本部長。



つじの かず
辻野加寿さん (樽井在住)
平成13年2月に開催された「自己表現講座」の受講生から生まれた女性グループ「ステップ21」のメンバー。
子育てサークル「マザーズ」を主宰。



かしはら せつこ
榎原節子さん (樽井在住)
平成10年度、「女性問題アドバイザー養成講座」を受講し、報告集作りをしたのがきっかけで、女性グループ「いまなる会」を立ち上げ、現在は代表。



大阪府
女性相談センター

を訪ねて...

●東大阪市永和1-7-4

2001年4月、「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」が制定されました。ドメスティック・バイオレンス=DV(夫・恋人からの暴力)とは何か、ということについては、自治体の広報誌やマスコミの報道などで少しずつ理解されるようになってきていますが、実際にDVの被害を受けた場合はどうすればよいのか、どこに相談に行けばよいのかということで悩んでいる女性は少なくないようです。

●「大阪府女性相談センター」ではDV相談による一時保護が急増●

「大阪府女性相談センター」(以下「センター」と表記)は、そうした悩みをもつ女性からの相談を受け、必要があれば一時保護を24時間体制で行っている府の機関です。センターは、昭和31年に制定された売春防止法に基づいて設置されましたが、その後の社会情勢の変化や、配偶者からの暴力など、新しいニーズに対応する相談機関としてその役割の幅を広げています。特に、最近はDVについての相談や一時保護(2週間)を求める件数が大幅に増えており、平成12年には、『夫等の暴力による一時保護』の件数が過去最高の216件になりました。相談事例のほとんどが、相当ひどい身体的な暴力を受けており、その上、お金を渡さない、外出の制限、言葉の暴力などが加わり、なかには、生命の危険を感じてセンターに駆け込むという事例もあるそうです。しかし、暴力を受けた女性の3割弱が、再び夫等のところへ戻っています。その理由の1つとして、経済力の弱さからくる将来への不安があげられています。女性の経済的自立の問題がここでも影を落としているようです。

●女性自立支援センターへの入所援助も●

センターでは、一時保護の期間内に次のステップに向けた援助を行うこととなりますが、最近は、子どもを連れての一時保護が増えてきており、期間内に落ち着き先が決まらないケースが多くなっています。そういう場合は、センターが必要と認め、本人の意思が確かめられれば「女性自立支援センター」(堺市)への入所を援助しています。

●DV防止法とセンターの関係は●

DV防止法では平成14年4月から各都道府県に最低1箇所の「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、相談業務などを行うことになっています。現在のところ女性相談センター(婦人相談所)にその役割が求められるようになっており、センターの存在はますます重要になってくるでしょう。

しかし、今後は各地域に女性のための相談窓口・相談機関、さらにはDVの被害にあった女性が緊急に避難できるシェルターが設置され、身近なところできめ細かく対応できるようになることが必要だと思われます。

以上は、大阪府女性相談センターの職員、相談員の方にうかがったお話とセンターが平成13年度に刊行した『女性保護の概要』からまとめたものです。
(『Step』では平成10年発行Vol.3と平成12年発行Vol.5にDVについての記事を掲載しています)

電話・面接相談時間(年末年始は休み)

●大阪府女性相談センター ☎06-6725-8511
月～金/午前9時30分～午後4時30分

ジェンダー

ワード



DV防止法 (配偶者からの暴力防止及び 被害者の保護に関する法律)

2001年4月成立、10月施行

この法律は、夫や親しい間柄にある男性から女性へ向けられる暴力「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の防止と被害者の保護を目的としています。

今まで、夫婦間の暴力は、「法は家庭に入らず」「夫婦げんかに他人が口出しするものではない」などの社会通念によって、見過ごされ放置されてきました。ところが、この法律ができたことによって、DVはようやく社会問題となり、女性の人権を侵害する犯罪として認められることになったのです。しかし、この法律で保護の対象となる暴力は「生命又は身体に危害を及ぼすもの」とされており、精神的暴力などについては言及されていません。DV被害者の中には、言葉などによる精神的暴力によって身心ともにボロボロになったという人は少なくありません。法律ができた機会に、「すべてのDVは犯罪であり、加害者は処罰され、被害者は守られる」という認識を社会全体に広めていくことが大切です。

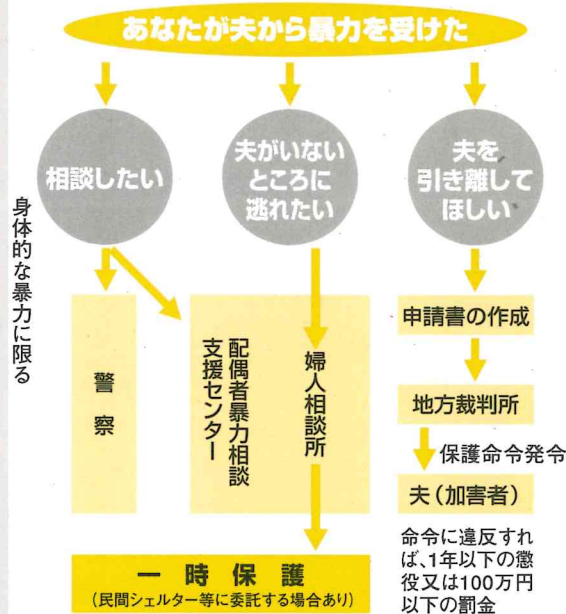
(この法律は、夫からの暴力だけでなく、妻からの暴力も対象としています。)



「DV防止法の仕組み」

(内閣府男女共同参画局作成)

全体の流れ



あなたの生き方をサポートします

女性相談

人とのつきあい、自分の性格、仕事、夫婦関係、嫁姑関係、子育て、その他自分がしんどいと思っていること…。女性カウンセラーがあなたの立場にたってサポートします。自分の気持ちを素直に表現しながら、いま困っていることと向きあってみませんか？ ひとりで悩まないで、気軽にご相談下さい。

(相談者のプライバシーは厳守します)

日時 ● 毎月第1金曜日／午後1時～4時

第2水曜日／午後6時～9時

第4金曜日／午後1時～4時

*相談時間はひとり1時間程度

場所 ● 第1金曜日／信達公民館1階講座室

第2水・第4金曜日

／樽井公民館3階控室

予約・お問合わせ先 ● 電話予約が必要です

人権啓発課 83-0001(代)

●悩まないで電話下さい●

女性のための相談窓口です

総合相談

大阪府立女性総合センター(ドンセンター) ☎06-6937-7800
月・火・木・金／午前10時～午後4時 午後6時～8時
土・日祝／午前10時～午後4時

大阪府女性相談センター ☎06-6725-8511
月～金／午前9時30分～午後4時30分

職場におけるセクシュアル・ハラスメント相談

大阪府中央労働事務所 ☎06-6946-2601

大阪府北大阪労働事務所 ☎06-6872-3083

大阪府南大阪労働事務所 ☎0722-58-7132

月～金／午前9時～午後5時45分

学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談

すこやか教育相談(大阪府教育センター)

☎06-6607-7353 第2、4木／午後1時45分～5時15分

青少年の悩み相談

青少年相談センター

☎06-6944-3434

月～金／午前9時15分～午後0時 午後1時～6時

性犯罪相談

ウーマンライン(大阪府警察本部)

☎06-6767-0110 月～金／午前9時～午後5時

ストーカー被害相談

ストーカー110番(大阪府警察本部)

☎06-6767-2110 24時間

*祝日、祝日の振替日、年末年始等、休みの場合もあります。

